

第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

【基本方向】 職業生活における女性活躍の推進

【基本施策】 - 雇用等における女性活躍の推進

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会・家庭】

- ・性別に関わらず職業生活と家庭・地域生活等との両立が実現し、家庭や地域を大切にする意識が社会全体に浸透しています。

【働く場】

- ・長時間労働や転勤等を前提とした働き方が見直され、ライフステージに対応した多様な職業生活が営まれています。
- ・女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、多様な働き方の導入が進み、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができ、意欲のあるすべての人が働き続けられる職場づくりが実現しています。
- ・性別による差別的取扱いやあらゆるハラスメントのない職場環境が実現しています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・女性活躍のロールモデル30名を創出するとともに、その取組の浸透等による気運醸成に取り組みました。
- ・アドバイザーの派遣や登録・表彰制度等により、企業等の働き方改革の取組を推進しました。
- ・「女性の活躍推進三重県会議」や「みえのイクボス同盟」への加入促進に取り組み、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業・団体等のネットワーク化を進めるとともに、加盟企業・団体等と連携した取組を展開しました。
- ・これらの取組の結果、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出企業数（常時雇用労働者数300人以下の努力義務企業）が2018（平成30）年度に300社を超えて全国2位となるなど、企業等における女性活躍推進の気運を高めることができました。

【今後の課題】

- ・2019（令和元）年に女性活躍推進法が改正され、行動計画策定の義務の対象が拡大されたため、今後は策定が努力義務である中小・小規模企業（常時雇用労働者数100人以下）への支援に注力し、女性管理職の増加等の具体的成果へとつなげていく必要があります。

- ・2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行（中小企業は2020（令和2）年4月施行）され、時間外労働の上限規制導入や年次有給休暇の取得義務づけ等がなされたため、取組を進める企業に対し継続的に支援していくことが重要です。
- ・2019（令和元）年に労働施策総合推進法等が改正され、パワー・ハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されたため、今後はすべてのハラスメントを許さない職場環境づくりに向けて取り組んでいく必要があります。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	（令和元年度） 310団体	（令和5年度） 397団体

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策の方向

1 女性の参画拡大に向けた企業等への支援

目標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	（令和元年度） 310団体	（令和5年度） 397団体
男女共同参画センターにおける「働く場の女性リーダー養成講座」の受講者数（5年間の累計）	（令和2年度） 13人	50人

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- （1）企業・団体をはじめとするあらゆる分野で女性の活躍が進むよう、その取組を支援します。
- （2）企業・団体等とのネットワークを活用し、さまざまな主体と連携して県内における女性活躍推進の取組を展開していきます。
- （3）働く場における意思決定の場へ参画できる人材の育成等を推進します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
（1） ・経営者や管理職等リーダー層の意識改革を促すフォーラムやセミナーを開催します。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報誌「F r e n t e」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。	環境生活部 環境生活部

<ul style="list-style-type: none"> ・働く場における男女共同参画推進のための各種情報を、ホームページ、SNS等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信します。 	環境生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業等において女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が進むよう、関係機関と連携し周知等を図ります。 	環境生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、リーダーとして活躍する女性を中心に構成される働く女性のネットワークの活動を支援します。 	環境生活部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進三重県会議」への県内企業等の加入促進に取り組むとともに、女性が活躍できる職場環境づくりの支援を行います。 	環境生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・女性経営者や女性管理職等による異業種間交流に対する取組を支援します。 	雇用経済部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、働く場における女性リーダーの育成を目的に、必要な意識やスキルを学ぶ講座を実施します。 	環境生活部

施策の方向

2 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現

目標

目標項目	現状値	目標値(令和7年度)
長時間労働対策に取り組んでいる県内事業所の割合	(令和元年度) 93.6%	95.0%
年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる県内事業所の割合	(令和元年度) 93.5%	95.0%

施策

- (1) 長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、働き方改革や健康経営が推進されるよう、企業・団体等の取組に対する支援を行います。
- (2) 一人ひとりの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、職場環境づくり等の取組を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくりのため、労使団体等と連携しセミナーを開催するとともに、残業時間の削減や休暇の取得促進等に取り組む企業等を登録・表彰し、優れた取組事例を広く紹介します。 	雇用経済部

<ul style="list-style-type: none"> ・企業への専門家派遣による個別サポートのほか、先進企業の事例発表や意見交換を行う報告会の開催など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、導入に向けた啓発を行います。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰するなど、その取組事例の普及を行います。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康保持・増進など職場における健康づくりに取り組むため、企業等における健康経営の取組を推進します。 	医療保健部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境づくりのためには、企業等の管理職への意識啓発が大切であることから、企業等における「イクボス」の推進を応援します。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組めます。 	総務部ほか 全部局

施策の方向

3 誰もが能力を発揮できる環境の整備

目標

目標項目	現状値	目標値(令和7年度)
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	(令和元年度) 77.9%	(令和5年度) 81.4%

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(令和2～5年度)による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 女性が働きやすい職場環境の創出に向けた企業等の取組を支援するとともに、取組の水平展開を図ります。
- (2) 働く意欲のあるすべての人が働き続けられるよう、ICT等の技術の活用や、テレワーク等の多様な働き方の導入を推進します。
- (3) あらゆるハラスメントのない職場づくりに向け、労働者や事業主からの相談に対応するほか、関係機関と連携した支援を行います。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者等を対象とし、ICTの導入効果を体験するセミナー等を開催することにより、県内中小企業におけるICTの導入促進を図ります。 ・ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。 ・「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる公共工事の総合評価方式の入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 ・「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 ・女性が働きやすい勤務環境の改善に取り組む医療機関を認証し、ホームページ等で広く周知することで、医療機関のさらなる取組を促します。 ・医師・看護師等の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の運営に対して支援します。 ・県立病院において院内保育所を設置し、看護師等の職業生活と家庭生活の両立を支援します。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟で多様な働き方を推進するため、ICT等を活用したテレワークの導入を検討している企業等を支援します。 ・多様な勤務形態について、公務員制度改革や次世代育成支援を視野に入れ検討を進めます。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知、啓発などを行うとともに、あらゆるハラスメントの防止等に努めます。 ・労働者や使用者から寄せられるさまざまな労働相談に対応するため、相談窓口を設置し、アドバイスを行います。 ・セクシュアル・ハラスメント等のない良好な勤務環境を確保するため、ハラスメント防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、相談員等による相談・助言を行います。 ・セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性とセクシュアル・ハラスメント等の防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。 	<p>雇用経済部</p> <p>環境生活部 雇用経済部</p> <p>県土整備部</p> <p>出納局</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>病院事業庁</p> <p>雇用経済部</p> <p>総務部</p> <p>環境生活部 雇用経済部</p> <p>雇用経済部</p> <p>総務部</p> <p>教育委員会</p>

施策の方向

4 女性の再就職支援

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
おしごと広場みえにおける女性（学生除く）の就職率	（令和元年度） 57.0%	63.0%

施策

- （1）出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップ研修等を実施し、再就職を支援します。
- （2）早期の再就職を支援するため、関係機関と連携して職業訓練等を実施します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産・子育て等の理由で離職したものの、再び働くことを希望する女性に対して、就労相談や就職支援セミナーなどを通じて、女性のニーズなどを把握するとともに、離職ブランクやスキル面での不安を解消するための研修を実施し、企業とのマッチングを進め、再就職につなげます。 ・託児サービス付き訓練など、社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施による能力開発を進めます。 ・出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。 ・出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。 	<p>雇用経済部</p> <p>雇用経済部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p>
<p>（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年無業者、障がい者、ひとり親家庭の親等、特に支援を必要とする者を対象に、企業、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により能力開発を支援します。 	<p>雇用経済部</p>

【基本施策】 - 自営業における女性活躍の推進

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・農業委員会等の方針決定の場において女性の参画が進み、地域における男女共同参画が十分に進展しています。
- ・農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や慣行が見直され、一人ひとりに対等な関係性が築かれています。

【家庭】

- ・家族的経営の自営業において、誰もがその働きに応じて適正な評価を受け、経営等への参画が進んでいるとともに、働きやすい環境が整備されています。

【働く場】

- ・農林水産業において、6次産業化やICT等の活用による作業のスマート化の進展により女性の職域が拡大され、個性と能力を生かして活躍できる場が確保されています。
- ・誰もがこれまでのキャリアを生かして起業できる環境が提供され、自らの夢や希望が実現しています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・農林水産業における女性活躍推進のため、能力向上や多様な働き方の実現に資する研修会等の開催や、気運醸成を目的としたフォーラム等の開催に取り組むとともに、方針決定の場への女性の参画を進めるため、市町の農業委員会事務局に対し女性委員の登用を継続して働きかけました。
- ・県内市町の農業委員に占める女性の割合は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の7.1%から2019（令和元）年度は10.9%へと増加した一方、女性委員が任命されている農業委員会の割合は、2015（平成27）年の農業委員会法改正による農業委員の定数減の影響もあり、同期間において86.2%から82.8%へ減少しました。
- ・また、起業希望者等に対する支援を行ったほか、2021（令和3）年に開催を予定する「三重とこわか国体」に向けて女性アスリートの発掘・育成・強化に取り組みました。

【今後の課題】

- ・農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消するため、引き続き啓発等の取組や方針決定の場への女性の参画を推進していくとともに、性別に関わらず能力を発揮できるよう、誰もが働きやすい環境を整備していく必要があります。
- ・起業を希望する人々に対し、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施していくことが重要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（令和元年度） 82.8%	100%

施策の方向

1 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（令和元年度） 82.8%	100%

施策

- （1）農山漁村において、男女共同参画社会の実現に向け、「農山漁村女性の日」の活動等を通じた啓発を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消につなげます。
- （2）市町や農林水産関係団体に対し、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけや支援を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・地域における固定的な性別役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。	農林水産部
（2） ・市町や関係団体に対し、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけます。 ・農林水産業を営む女性が方針決定の場へ参画するよう意識啓発を行います。	農林水産部 農林水産部
・農業・漁業協同組合、森林組合の正組合員の女性割合を把握した上で、自営業における女性従事者の経営への参画を促進していきます。	農林水産部

施策の方向

2 農林水産業における女性の能力発揮に向けた環境の整備

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
農村・漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	（令和元年度） 22回	25回
GAPの認証取得・実践数	（令和元年度） 78件	150件

施策

- (1) 農林水産業の担い手の能力向上や多様な働き方の実現に資する取組を推進します。
- (2) 農業・漁業経営の女性の地域リーダーを育成するとともに、農林水産業に携わる女性のネットワークの取組を支援します。
- (3) 家族的経営の自営業において、誰もがその働きに応じて適正な評価を受け、経営等に参画できるよう支援するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術・農水産加工技術等の向上を図る研修等を実施します。 ・普及組織の活動の中で、生産者に対してスマート技術 等に関わる情報を提供します。 AIやロボットなどの先端技術	農林水産部 農林水産部
(2) ・畜産に関わる女性の活躍を促進するため、畜産女性ネットワークの強化・連携および経営能力等のスキルアップを図る研修会等の実施を支援します。 ・水産業に携わる女性たちが交流・連携し、互いの活動を発展させるためネットワーク構築等に取り組みます。 ・農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。	農林水産部 農林水産部 農林水産部
(3) ・適正な労働管理と就業条件など誰もが働きやすい環境を整備するため、GAPの取組や家族経営協定の締結を推進します。 ・適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー制度の利用を促進します。	農林水産部 農林水産部

施策の方向

3 起業家等に対する支援

目標

目標項目	現状値	目標値(令和7年度)
支援を行った女性起業家等の数(5年間の累計)	(令和2年度) 12人	50人

施策

- (1) 起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施します。
- (2) 関係機関と連携して女性アスリートの発掘・育成に取り組むとともに、女性アスリートの活躍に向け、アスリートや指導者等に対し、研修等の実施による支援を行います。

事業内容等	
事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業を構想する人々や経営の初期段階にある人々等に対して、起業に関する各種情報や研修の機会を提供するなど支援に努めます。 ・農林水産業に就こうとする人々に対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行います。 	<p>雇用経済部</p> <p>農林水産部</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体等と連携し、女性アスリートの発掘・育成に取り組みます。 ・女性アスリートが継続して競技を行うことができるよう、女性アスリートのサポート、女性指導者の養成等に取り組みます。 	<p>地域連携部</p> <p>地域連携部</p>

【基本施策】 - 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・子育て、介護等と職業生活との両立の重要性が地域社会に浸透し、子育て支援や介護サービスが十分に提供されています。

【家庭】

- ・安心して子育てや介護ができる環境が実現しているとともに、パートナーや家族が協力し合いながら共に育児・介護に参画しています。

【働く場】

- ・職業生活と家庭・地域生活等との両立が大切であるとの意識が浸透し、多様な働き方が選択できる環境が実現されています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・認定こども園や保育所の施設整備、運営費の補助、加配保育士に対する補助などを実施するとともに、放課後児童クラブの設置・運営を支援しました。この結果、保育所等の定員や放課後児童クラブを設置する学校区の割合は増加したものの、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより入所・利用希望者が年々増えたため、いずれも待機児童が発生している状況にあります。
- ・男性の育児参画に係る気運醸成のため、優良事例等の情報発信や企業等において取組を推進する人材の育成を推進しました。
- ・市町と連携し、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保に向けた取組を進めました。これにより、特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）は、2014（平成26）年度の9,445床から2019（令和元）年度には10,586床に増加しました。

【今後の課題】

- ・保育所等および放課後児童クラブの待機児童を解消するため、市町と連携し、施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組んでいく必要があります。
- ・社会生活基本調査（総務省統計局）によると、県内における6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児時間（一日あたり）は、2011（平成23）年の45分から2016（平成28）年には66分へと増加していますが、妻（2016（平成28）年：398分）との差は依然として大きく、職場や地域社会の中で男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。
- ・介護と仕事との二者択一を迫られることのないよう、介護サービスの充実や基盤の整備、人材の確保等に取り組んでいく必要があります。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
保育所等の待機児童数	（令和元年度） 109人	0人

施策の方向

- 1 多様なニーズに対応した子育て支援

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
保育所等の待機児童数	（令和元年度） 109人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	（令和元年度） 55人	0人

施策

- (1) 待機児童解消に向け、保育の需要見込みに対応した施設整備や保育士確保対策を市町と連携して進めます。
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに対応した、保育サービスの充実を支援します。
- (3) 職業生活と家庭生活との両立に資するよう、放課後児童クラブ等の運営を支援するとともに、地域における子育て支援の体制を強化します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。	子ども・福祉部
・幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）および小規模保育等への給付（地域型保育給付）を行い、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。	子ども・福祉部
・潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援を実施し、保育士確保および資質向上に向けた取組を進めます。	子ども・福祉部
・保育現場における保育士の負担軽減を図るため、ICT等を活用して事務作業の効率化に取り組む保育所を支援します。	子ども・福祉部
(2) ・子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。	子ども・福祉部
・医療関係の専門職員が対応する小児夜間医療・健康電話相談のほか、子どもに関する相談窓口として子ども家庭相談電話を実施します。	医療保健部 子ども・福祉部
・幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。	子ども・福祉部

(3) ・子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。 ・仕事と家庭の両立支援および地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの機能の強化に向け市町への働きかけを行います。 ・地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの運営を補助し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町を支援します。 ・親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安等を軽減できるよう市町と連携しワークショップの開催等を行います。 ・市町が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的、精神保健上の判定を行うとともに、発達に関する専門的な指導を行います。 ・「県総合教育センター」の相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等に係る教育相談に対応します。	子ども・福祉部
	子ども・福祉部
	子ども・福祉部
	子ども・福祉部
	子ども・福祉部
	教育委員会

施策の方向

2 男性の育児参画の推進

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
男性の育児休業取得率	（令和元年度） 7.6%	（令和6年度） 13.0%

「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（令和2～6年度）による目標値としてしています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進し、働く場における男性の育児休業等の制度利用へとつなげます。
- (2) 県が率先して男性職員の育児休業取得等を促進し、県内への気運の醸成と波及を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくりについて企業に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。	子ども・福祉部
(2) ・男性職員の育児参画を促すため、各種制度の周知や男性が育児に積極的に参画する意識の醸成を図るとともに、職場における環境づくりに努めます。	総務部ほか 全部局

施策の方向

3 介護を支援する環境の整備

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	（令和元年度） 178人	（令和5年度） 0人
特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	（令和元年度） 10,586床	（令和5年度） 10,998床

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 介護離職を防止し、仕事と介護の両立につなげるため、介護サービスの充実を図ります。
- (2) 介護に関する制度の周知や相談・支援体制の整備を促進します。
- (3) 介護に従事する職員の育成や資質向上に取り組むとともに、労働環境の改善を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を進めます。 また、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。	医療保健部
・地域包括ケアを推進するため、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を支援するとともに、在宅医療・介護連携や生活支援サービスの整備等の取組を支援します。	医療保健部
・家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホーム等の運営を支援します。	医療保健部
・要介護状態になることを予防するために、市町が行う介護予防の取組や生活支援等の地域支援事業を支援します。	医療保健部
(2) ・介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。	医療保健部
・介護保険の保険者である市町および広域連合が介護保険制度を円滑・安定的に運営できるよう支援します。	医療保健部
・三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する苦情や相談に対応するとともに、苦情・事故発生時の対応マニュアルを活用して、市町が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	医療保健部

<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するため、介護支援専門員実務研修受講試験および実務研修を実施します。 ・介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施します。 ・利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる人材育成を進めます。 ・地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町職員等の研修および事例検討会等を実施します。 ・介護福祉士修学資金等の貸付や地域医療介護総合確保基金などを活用し、介護職場への新たな人材の参入促進、介護職場での労働環境の改善等を図る取組を支援します。 ・介護職場において、身体介護など専門的知識・技術を必要とする業務以外の周辺業務に従事する介護助手の導入を支援し、介護職員の業務負担軽減、業務の効率化を進め、介護職員の定着と介護人材の確保を図ります。 	<p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p>
---	--

【基本方向】 男女共同参画を推進するための基盤の整備

【基本施策】 - 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。
- ・性別に関わらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりが進められています。

【働く場】

- ・女性の職域拡大が進み、管理職等の指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・県の審議会等委員への女性の参画を促進するため、各部局に対し、三重県男女共同参画推進会議の場において働きかけるとともに、女性委員の割合が低い審議会等の担当課と協議を行いました。また、市町の審議会等委員への女性の参画に向けた取組が推進されるよう、働きかけを行いました。
- ・県において、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めました。
- ・こうした取組の結果、県・市町の審議会等における女性委員の割合は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の24.7%から2019（令和元）年度は28.1%へ増加し、国が掲げてきた「2020年30%」の目標値に迫りました。県の管理職への女性職員登用率（教員および警察職員を除く）は、2011（平成23）年度の7.7%から2020（令和2）年度は11.0%へ増加しましたが、同目標値の水準には達していない状況です。

【今後の課題】

- ・県においては、特に防災・医療分野の審議会等における女性の参画が進んでおらず、市町においては、審議会等における女性の参画状況に差が見られるため、改善を図っていく必要があります。
- ・三重県職員の採用者に占める女性の割合は、2017（平成29）年度に45.7%と全都道府県でトップとなるなど、職員に占める女性の割合は増加しており、さらなる職域拡大や段階的能力開発に取り組み、女性の活躍の場を広げていく必要があります。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
県・市町の審議会等における女性委員の割合	（令和元年度） 28.1%	31.2%

施策の方向

1 県の審議会等委員への女性の参画

目標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
県の審議会等における女性委員の割合	（令和2年度） 32.0%	40.0%
県の審議会等のうち女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる審議会等の割合	（令和2年度） 65.7%	70.7%

施策

- (1) 県の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画を促進します。
- (2) 各審議会等において、委員構成の見直し、団体推薦等による女性委員の登用、公募委員制の拡大等、女性が参画しやすい仕組みづくりを進めます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) ・「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、女性委員の割合を高めるとともに、各審議会等において女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となるよう努めます。	全部局
(2) ・事前協議の徹底や選任手続に係る進捗状況の確認を行うことで、委員構成の見直し、公募委員枠の導入促進、関係機関への働きかけなど女性が審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。 ・個人情報に配慮しつつ、整備した人材リストのデータの更新を行い、全部局で活用を図ります。	全部局 環境生活部

施策の方向

2 県における女性職員等の登用

目標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
管理職に占める女性職員の割合	(R2.4.1) 11.0%	(R7.4.1) 16.0%
課長補佐、班長、地域機関の課長等に占める女性職員の割合	(R2.4.1) 13.9%	(R7.4.1) 26.0%

施策

- (1) 平等取扱の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めます。
- (2) 職員の個性と能力が十分発揮できるよう、採用から管理職登用に至る各ステージに応じて能力開発の研修を計画的に実施するとともに、多様な職務経験の機会を創出します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・性別に関わらず職員採用試験を受験してもらえるよう、仕事と家庭の両立を支援する各種制度の紹介等、誰もが働きやすく、また、活躍できる職場であることを、ホームページおよび説明会等を通じて周知します。 ・女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、管理職に占める女性職員の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。 ・女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、幹部警察官に占める女性の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。	人事委員会 総務部 教育委員会 警察本部
(2) ・女性職員の活躍につながるテーマの研修の実施等、職員に能力開発の機会を提供します。 ・人づくり基本方針に基づき、組織全体でより積極的に職員に働きかけるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。 ・管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。 ・管理職に求められる知識や能力を習得できるよう、管理職のサポートや幅広い職務を経験できる役職への登用や人事交流等を積極的に進めます。また、市町等教育委員会に対して、女性職員の管理職選考試験の受験促進や管理職への積極的な登用などの取組を、校種を問わず進めてもらうよう働きかけます。	総務部 総務部 総務部 環境生活部 教育委員会

施策の方向

3 市町等への働きかけ

目標

目標項目	現状値	目標値(令和7年度)
市町の審議会等における女性委員の割合	(令和元年度) 27.6%	30.0%

施策

- (1) 市町等における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、状況に応じた支援を行います。
- (2) 政治分野をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、調査や啓発等に取り組みます。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町との情報共有や意見交換を行います。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町における男女共同参画に関する職員研修等の実施を支援します。 ・企業等における自主的な男女共同参画の取組が進むよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「フレンテトーク」等を行います。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、企業登録制度の中で定期的に男女共同参画に関する情報を発信するとともに、登録企業から男女共同参画の取組を情報提供いただき、パネルで紹介します。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の審議会等における女性委員の割合が高まるよう、市町に対し情報提供や働きかけを行います。 ・政治分野における男女共同参画推進法をふまえ、県内における政治分野への女性の参画状況を調査するとともに、その状況の公表等を通じ、気運の醸成を図ります。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部 地域連携部</p>

【基本施策】 - 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画の重要性が広く県民に共有されています。
- ・学校等において男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する教育が推進されているとともに、性別に関わりなく、一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育てる進路・就職指導が行われています。
- ・生涯を通じて男女共同参画に関する学習環境が提供され、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が大きく見直されています。

【家庭】

- ・家庭内で男女共同参画の大切さが共有され、一人ひとりが互いに尊重・協力し合っています。

【働く場】

- ・誰もが職業生活と家庭生活等を両立できる環境の実現に向けた気運が、職場内で醸成されています。
- ・企業等において、研修や学習が十分行われることで、経営者や管理職の多くを占める男性の意識改革が図られています。併せて、長時間労働や転勤を前提とした働き方が見直されています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内各地で年間100回以上の出前講座を実施し、広く県民に男女共同参画の普及啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材の育成を推進しました。
- ・「みえ県民意識調査」によると、「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる」割合は、2015（平成27）年度の39.4%から2019（令和元）年度は37.8%へと減少しており、これは、女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、県民の意識に影響を及ぼした可能性が推測されます。
- ・一方、「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して同感する割合（「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計）は、2009（平成21）年度の43.8%から2019（令和元）年度は23.3%とおおよそ半分に減少しており、固定的な性別役割分担意識が改善されてきていることがうかがえます。
- ・また、県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合（2019（令和元）年度）は、100%を達成しました。さらに、女性の人権に関わる問題や性的指向・性自認に係る人権課題を解決するための学習展開例を記載した人権学習指導資料を作成し、授業での活用を推進しました。

【今後の課題】

- ・あらゆる分野における女性の参画拡大や根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、特に男女共同参画社会への男性の理解を促進し、意識の変革・行動変容へとつなげていく必要があります。
- ・男女共同参画への理解を広げていくためには、若年層からの取組が重要であり、家庭や地域、学校等において、教育、学習の場を充実させていくことが重要です。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
性別による固定的な役割分担意識を持つ 県民の割合	（令和元年度） 23.3%	（令和5年度） 20.1%

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。
当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策の方向

1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

目標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
性別による固定的な役割分担意識を持つ 県民の割合	（令和元年度） 23.3%	（令和5年度） 20.1%
男女共同参画センター開催事業の参加者の 満足度	（H27～R1の平均値） 78.8%	81.0%

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。
当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- （1）性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開します。
- （2）男女共同参画に関する国内外の動向等について、積極的に情報を収集・発信します。
- （3）男女共同参画の視点に立った取組が地域において展開されるよう、各種取組を行います。

事業内容等	
事業内容	担当部局
（1） ・男女共同参画の推進および性の多様性に関する施策の推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。 ・性の多様性を認め合う社会をめざし、条例制定・周知に向けて取り組みます。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、事業を通して、直接、県民に男女共同参画についての理解を求め、働きかけを行うとともに、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考える事業を開催します。	環境生活部 環境生活部 環境生活部 環境生活部

<p>・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する基本的な考え方について、国の最新の動向を常に把握するとともに、パネルやパンフレット等各種啓発資料等を作成します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>・「男女共同参画週間」(6月23日～6月29日)、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～11月25日)、「差別をなくす強調月間」(11月11日～12月10日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。</p>	<p>環境生活部ほか全部局</p>
<p>・ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点および性の多様性を認め合う視点に立った表現に努めます。</p>	<p>全部局</p>
<p>(2) ・男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>・国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集・整理し、多様な媒体・手法を活用して県民等に提供します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(3) ・人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、「県人権センター」を中心に、講演会等の開催や啓発資料の提供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>・地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となった「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>・男女共同参画について、幅広い世代へ理解を得られるよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町等とが連携して啓発等の取組を推進します。</p>	<p>環境生活部</p>

施策の方向

2 学校等における教育の推進

目標

目標項目	現状値	目標値(令和7年度)
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(令和元年度) 80.3%	85.3%
3年の間に性の多様性に関する教育を実施する県立学校の割合	(令和元年度) 100%	100%
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	(令和元年度) 100%	100%

施策

- (1) 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する教育を充実するため、教員等への研修に取り組みます。
- (2) 児童生徒が男女共同参画および多様な性的指向・性自認についての理解を深めるための教育を推進します。
- (3) 児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や幼稚園教諭等が人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、人権等に関する講座を開催します。 ・私立学校の教職員が人権や男女共同参画についての認識を深め、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育を実施することに対して支援を行います。 ・男女共同参画に関する教育を進めていくために、「県総合教育センター」等において、教職員を対象に研修を実施します。 ・学校等での研修を通して、教職員の男女共同参画および性の多様性に関する理解の促進を図ります。 	<p>子ども・福祉部</p> <p>環境生活部</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての理解を深める教育を推進するため、人権学習指導資料等の活用促進を図ります。 ・教育現場においてメディア・リテラシーを高める教育に取り組みます。 ・学校等において、男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。 ・家庭科等の学習において、児童生徒に、男女が協力して家庭を築いていくことを認識するとともに、主体的に地域社会に参画し家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度を育みます。 ・学校において、性の多様性についての理解を深めるための教育を実施します。 	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。 ・児童生徒が、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を身につけられるよう、社会人講師や卒業生等を活用し、小学生から高校生まで発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。 	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>

・児童生徒のキャリア形成の一助となるよう、理工系分野に関する国等からの情報について積極的な発信に努めます。	教育委員会
---	-------

施策の方向

3 生涯を通じた学習機会の充実

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
男女共同参画センターにおける「地域リーダー養成講座」の受講者数（5年間の累計）	（令和2年度） 12人	50人

施策

- （1）県民が生涯を通じて、地域で男女共同参画および多様な性的指向・性自認について学習できるよう、その機会を充実します。
- （2）男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、さまざまな学習の機会を提供します。

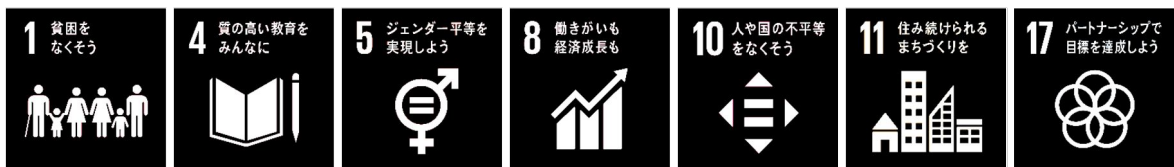
事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・社会教育委員をはじめとする社会教育関係者を対象に、資質向上のための研修会を開催し、地域における社会教育活動を活性化することにより、県民の学習機会の充実を図ります。 ・各地域で人権啓発活動を担う人材を対象としたセミナー等を開催します。	教育委員会 環境生活部
（2） ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画の視点を持って活動する人材を地域で養成するための講座を開催します。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、性別による固定的な役割分担意識等にとらわれず、一人ひとりが本来持っている力を引き出すことをめざした講座を開催します。	環境生活部 環境生活部

【基本方向】 誰もが安心して暮らせる環境の実現

【基本施策】 - 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できています。
- ・さまざまな生活上の困難に直面する人々に対して、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が十分行われています。特に、ひとり親家庭へのきめ細かな支援が行われ、次世代を担う子どもを育む環境が実現できています。
- ・女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動が推進され、互いに支え合う地域づくりが進められています。

【働く場】

- ・多様な人材の雇用が進むとともに、誰もが自分らしく働くことができる職場環境が整備されています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・生活上の困難を抱えるひとり親や障がい者、生活困窮者、外国人住民等に対し、自立した生活を送ることができるよう支援を行いました。
- ・2017（平成29）年度に県男女共同参画センター「フレんてみえ」が「LGBT電話相談」を開設したほか、2019（平成31）年2月には県職員向けのガイドラインを作成するなど、多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組を進めました。
- ・2014（平成26）年度に三重大学と連携して開設した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、男女共同参画の視点を持って防災活動に携わる人材の育成を継続して実施しました。また、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル作成の取組を県内各地域に水平展開しました。
- ・県内の女性消防団員数は、2019（令和元）年度に過去最多の487人となりました。

【今後の課題】

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるよう、自立のための支援や環境の整備を推進していく必要があります。
- ・多様な性的指向・性自認に関する理解を広げるため、社会全体で取り組んでいくことが重要であり、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、啓発等の取組や当事者等への支援を充実していく必要があります。
- ・県および市町の防災会議の委員に占める女性の割合（2019（令和元）年度）は9.8%と、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことから、抜本的対策を講じ、女性の視点を反映させていく必要があります。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	（令和2年度） 18市町	29市町

施策の方向

1 自立のための支援

目標		
目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	（令和元年度） 1,644人	（令和5年度） 2,128人
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	（平成30年度） 8,736件	（令和5年度） 10,426件

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 障がい者が地域で自立して生活できるよう暮らしと生活の場の確保を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。
- (2) 若年層の安定的な就労を支援するとともに、高齢者の就労機会の拡大や地域活動への支援を行うほか、消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。
- (3) ニート、ひきこもり等困難な状況に置かれた人々の自立に向けた取組を推進します。
- (4) ひとり親家庭や生活困窮者等に対する生活支援や経済的支援等を計画的に推進し、自立を支援します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1)	
・在宅の障がい児（者）に居宅生活支援（ホームヘルプ、通所支援、短期入所）を実施する市町に対し、補助を行います。	子ども・福祉部
・グループホームの設置を促進し、障がい者が地域で生活ができるように環境整備を図ります。	子ども・福祉部
・障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所等を整備することにより、一般就労を希望する障がい者を支援します。	子ども・福祉部
・各障害保健福祉圏域において、就業・生活支援等の広域的な相談支援を実施するとともに、専門性の高い重症心身障がい児（者）等の相談支援を行います。	子ども・福祉部
・障がい者の就労を支援すべく工賃向上計画支援事業、県庁舎における職場実習事業、共同受注窓口事業を行います。	子ども・福祉部
・補装具の修理・交付、給付等を実施する市町に助成します。	子ども・福祉部
・障がい者等の就職を促進するため、就職を目的とした職業訓練を民間企業等に委託することにより、職業訓練機会を提供します。	雇用経済部

<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者を対象にOA事務等に関する職業訓練を実施し、就業を支援します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもたちへ適切な指導と必要な支援を行うため、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用を進めるとともに、パーソナルファイルを活用した支援情報を引き継ぎ、一貫した支援を行います。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒が企業就労できるよう、生徒本人の適性に応じた職種・業務と必要な支援方法を企業に提案する形の職場開拓を行うとともに、企業・関係機関と連携し、障がい者雇用の促進を図ります。 	教育委員会
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者等の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点とし、関係機関と連携して、企業情報や求人情報の提供、職業相談、職業紹介、各種就職支援セミナー、就職面接会等の総合的な就業支援サービスを提供します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がスムーズに就労できるよう、関係機関と連携して就職面接会を開催します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の養成に取り組みます。 	医療保健部
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する研修会の実施や情報提供により、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。 	環境生活部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、人材育成研修の開催などにより関係機関との連携を強化します。 	医療保健部
<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実を図ります。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、母子生活支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・就職等の自立に課題を抱える若年無業者等に対してNPO等の支援機関と連携して包括的な支援を行います。 	雇用経済部
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭等に対し、さまざまな相談に応じ、自立に必要な支援を行います。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進を図ります。 	子ども・福祉部

<p>・一時的に介護、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護および保育等を行います。</p> <p>・「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、ひとり親家庭等に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。</p> <p>・生活困窮者自立相談支援機関（相談窓口）において生活困窮者の相談支援を行います。関係機関と連携し、相談者の個々の状況に応じた自立支援に取り組みます。</p> <p>・離職等に伴う収入の減少により、住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者で、収入・資産など一定の要件を満たす方に、住居確保給付金の支給を行います。</p> <p>・県営住宅の入居抽選にあたって、ひとり親世帯、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。また、同性パートナーの入居条件緩和に向けて取り組みます。</p>	<p>子ども・福祉部</p> <p>医療保健部 子ども・福祉部</p> <p>子ども・福祉部</p> <p>子ども・福祉部</p> <p>県土整備部</p>
---	--

施策の方向

2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	（令和元年度） 89.0%	100%
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	（令和元年度） 30.3%	（令和5年度） 37.3%
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	（令和2年度） 18市町	29市町

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるよう、県民の理解や行動につながる取組を展開します。
- (2) 県内の公共的施設や学校等のバリアフリー化の推進、「パーソナルバリアフリー基準」に基づく観光地づくりなど、すべての人が互いに認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- (3) 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- (4) 多様な性的指向・性自認に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等の取組を推進するとともに、当事者等への相談に対応するほか、学校や事業者への研修支援等を行います。
- (5) 性的指向・性自認に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根ざし、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、関係機関と連携し、合理的な配慮のもとに取組の推進を図ります。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々が社会参画し、活躍できるダイバーシティ社会の推進のため、県民の理解や行動につながるような講座等を実施します。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存県営住宅の床段差解消など福祉型改善を行います。 ・各地域庁舎以外の県有施設についても、施設管理者に働きかけを行い、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準により対策を実施します。 ・住宅のバリアフリー化等を促進するため、情報提供を行います。 ・高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅の供給を促進します。 ・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して三重県内を旅行できるよう、パーソナルバリアフリー基準の考え方にに基づき、観光施設等のバリアに関する情報を充実し、提供していきます。 ・県立学校の施設について、学校施設整備方針に基づきバリアフリー化を進めます。 ・ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透し、「おもいやりのある行動」につながるよう、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。 ・ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。 ・県有施設がよりユニバーサルデザインに配慮され、誰もが利用しやすい施設となるよう、施設のバリアフリー情報の提供や、「県有施設のためのユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン」の職員等への周知を図ります。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな主体と連携し、多文化共生社会意識の普及・啓発に取り組みます。 ・外国人住民の生活不安や困りごとを解消するため、多言語での情報提供や相談体制の充実を図り、安心して生活できる環境を整備します。 ・外国人住民の安全・安心な暮らしに向けた支援を行うとともに、地域社会の一員として地域づくりに参画できる仕組みの構築を市町や各種団体等と連携を図りながら進めます。 	<p>環境生活部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>雇用経済部</p> <p>教育委員会</p> <p>子ども・福祉部</p> <p>子ども・福祉部</p> <p>子ども・福祉部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>

<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する理解促進のため、県民向けの講座・イベントや企業向けガイドラインを作成するなど普及・啓発に取り組みます。また、各部署の施策の実施にあたって、必要に応じて、施策推進に係る関係者に対して、性の多様性に関する理解促進を図ります。 ・性の多様性に関する職員の理解促進のため、職員向けガイドラインを活用するなどして、県職員の啓発を行います。 ・働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業の登録において、企業が実施する性の多様性に関する取組を優良な取組として評価することにより、企業における性の多様性に関する取組の促進を図ります。 ・国と連携し、県内企業を対象に公正な採用選考に向けた研修を実施します。 ・性の多様性に関する県の相談窓口を設置し、関係機関と連携しつつ、相談対応や情報提供を適切に行うとともに、学校や事業者への相談員研修支援をします。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性カップルなどが性的指向・性自認に関わらず、安心して暮らせるよう、パートナーシップ制度を導入し、普及に取り組みます。 ・性的指向・性自認に関わらず、児童生徒が安心して学び、育つことができる環境づくりのため、県立学校における校則等の見直しや学校施設の状態に応じた改修などを検討していきます。 	<p>環境生活部ほか全部局</p>
	<p>環境生活部ほか全部局</p>
	<p>雇用経済部</p>
	<p>雇用経済部</p>
	<p>環境生活部</p>
<p>環境生活部</p>	
<p>教育委員会</p>	

施策の方向

3 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
女性防災人材の育成人数（累計）	（令和元年度） 425人	500人

施策

- (1) 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域において多様な視点を持って防災・減災活動を推進する人材の育成等を推進します。
- (2) 避難所運営等に女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう、市町等に対する支援を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進めます。 	<p>防災対策部</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に参画する自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。 	<p>防災対策部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立に向けて、地域で活躍できる人材を養成します。 	<p>防災対策部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の人材育成事業において、女性防災人材を育成します。 	<p>防災対策部</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）や女性への配慮をふまえ改訂した、「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。 	<p>防災対策部</p>

【基本施策】 - 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

特に関連するSDGsのゴール



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.6 性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・自治会等の地域に根ざした組織・団体における女性の参画が進むとともに、誰もが積極的に地域活動に参画し、互いに支え合う地域づくりが進められています。
- ・誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されています。
- ・一人ひとりが将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等に関する希望がかない、安全安心に子どもを産み育てることのできる社会づくりが進められています。

【家庭】

- ・家庭内で健康の大切さが共有され、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組んでいます。
- ・家族が互いに尊重し合い、一人ひとりがその一員としての責任を果たしながら、協力し合っています。

【働く場】

- ・企業等において働く人々の健康の保持や増進への取組が行われ、一人ひとりの状態に応じた配慮が十分行われています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・地域において男女共同参画に関し学習する機会を提供したほか、地域活動への支援を行いました。
- ・女性自治会長の割合は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の2.5%から2019（令和元）年度は4.5%へと増加しましたが、依然として低い水準にとどまっており、地域における方針決定の場への女性の参画が進んでいない状況です。
- ・健康づくりを推進する企業、関係機関・団体、市町等で構成する「三重とこわか県民健康会議」を設立し、連携した取組を推進したほか、地域において啓発活動を展開しました。
- ・県民の健康寿命は、第2次基本計画策定時（2010（平成22）年度）の男性77.1歳、女性80.4歳から2018（平成30）年度は男性78.7歳、女性81.1歳へ延びました。

【今後の課題】

- ・自治会長への女性の参画促進に向け、引き続き市町等に支援を行うとともに、地域社会全体に男女共同参画に対する理解を広げ、現状の改善へとつなげていく必要があります。
- ・2019（令和元）年度の「みえ県民意識調査」では、「健康づくりに取り組んでいる」と回答した割合が53.3%にとどまり、残りの約半数が取り組んでいないと回答していることから、一人ひとりが主体的に取り組むことができるよう、社会全体で支援していく必要があります。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
自治会長の女性割合	（令和元年度） 4.5%	8.0%

施策の方向

- 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
男女共同参画センターにおける出前講座等による研修等支援回数	（令和2年度） 34回（1月末時点）	100回
自治会長の女性割合	（令和元年度） 4.5%	8.0%

施策

- （1）誰もが家庭、地域、職場等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう、取組を推進します。
- （2）自治会等の地域における方針決定の場への女性の参画に向け、阻害している慣行を見直し、相互に助け合うことができる地域社会づくりを支援します。
- （3）NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・家庭の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	子ども・福祉部
・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、セミナー等の開催により、家庭、地域、職場の良好なバランスを考える機会を提供します。	環境生活部
・育児・介護休業期間中の生活資金の貸付制度を周知します。	雇用経済部
・認知症の人やその家族を支援するため、認知症に関する啓発や、早期発見・早期対応に向けた医療・介護の連携、地域での相談体制の整備など、総合的に取組を進めます。	医療保健部
・あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するため、多様な環境教育の場や機会を提供し、環境分野に男女が共に参画できる機会の確保を図ります。	環境生活部
・男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。	雇用経済部
・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。	子ども・福祉部

<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自治会等において男女共同参画の取組が推進されるよう、研修等の支援を行います。 	環境生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」が県内各地域の県民と連携、協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。 	環境生活部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県社会福祉協議会が設置する県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーション研修等の実施を支援します。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関するホームページの充実等により県民の自発的な社会貢献活動を支援・促進します。 	環境生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を含むすべての分野のNPO活動（ボランティア・市民活動）についての情報の受発信を行い、市民活動が活性化するための側面支援を行っていきます。 	環境生活部

施策の方向

2 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
健康寿命	（平成30年） 男78.7歳 女81.1歳	（令和4年） 男79.6歳 女81.4歳
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	（平成30年度） 乳がん40.0% 子宮頸がん43.4% 大腸がん25.1%	（令和4年度） 乳がん55.0% 子宮頸がん55.0% 大腸がん50.0%

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- (1) 県民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するため、企業、関係機関・団体、市町等との協働により、普及啓発、環境の整備等を計画的に推進します。
- (2) 乳がん、子宮頸がん等の検診の受診促進等、女性特有の疾患に対する取組を推進します。
- (3) 県民が運動・スポーツに親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画するための気運醸成に取り組めます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、「三重の健康づくり基本計画」に基づき、普及啓発、環境の整備などを企業、関係機関・団体、市町等との協働により推進します。 ・健康づくりに関して、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。 ・健康的な食生活を確立するため、ライフステージに応じた食育を進めます。 ・栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙など、身近な健康課題や歯・口腔、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。 ・各市町の地域特性や健康課題の把握に努め、生活習慣病予防に必要なデータの提供などを進めます。 ・こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備します。 	<p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診効果の高い乳がん、子宮頸がん等を重点としたがん検診受診率向上が図られるよう、関係機関の連携により、がん検診の重要性に対する理解を深める取組を実施します。 ・三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」などにより、医療機関に関する情報提供を行います。 	<p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設や維持発展のために、指導者育成等の支援を行います。 ・県民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。 ・県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。 	<p>地域連携部</p> <p>地域連携部</p> <p>教育委員会</p>

施策の方向

3 性と生殖に関する健康支援の充実

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
産婦健診・産後ケアを実施している市町	（令和元年度） 19市町	29市町

施策

- （1）児童生徒や学生が、性や妊娠・出産に関する正しい知識等を習得し、ライフデザインを考えるきっかけとなる機会を提供します。
- （2）地域において安全安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠時から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。
- （3）不妊の悩みを抱える男女に対して、治療に関する情報提供や助成等の支援、専門相談を実施し、精神的・経済的負担の軽減を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育を推進します。 ・産婦人科医等の専門家を県立学校へ派遣し、生徒の発達段階をふまえた性に関する医学的知識等の習得を図ります。 	<p>子ども・福祉部</p> <p>教育委員会</p>
<p>（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が妊娠から出産・育児に至る切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、「健やか親子いきいきプランみえ」の取組を通じ、市町の母子保健体制の整備に向けた支援を行います。 ・妊娠から出産、産後に至るまで継続的な支援ができるよう、医療および保健等関係機関の連携強化を図るとともに、周産期医療体制の整備を進めます。 ・へき地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師の不足・偏在解消に向けた取組を進めます。 ・医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に対する支援、新卒の看護師等の定着促進等に取り組みます。 	<p>子ども・福祉部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p> <p>医療保健部</p>
<p>（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「県不妊専門相談センター」において医療機関や治療についての情報提供や相談を行うとともに、当事者により寄り添った支援を行います。また、「特定不妊治療費助成事業」等により、治療費の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。 	<p>子ども・福祉部</p>

【基本施策】 - 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

特に関連するSDGsのゴール

3 すべての人に 健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
---	--	--	--	--

【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.2 すべての女性および女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に被害の多くを占める女性に対する暴力について、被害者等への相談・支援体制が確立されています。
- ・パートナー間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

【家庭】

- ・配偶者等や親等からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重し合って生活できる環境が実現しています。

【働く場】

- ・セクシュアル・ハラスメント等あらゆるハラスメントのない職場環境が実現しています。

第2次三重県男女共同参画基本計画の総括

【主な取組と成果】

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発活動を展開するとともに、被害者への相談等の支援を行いました。
- ・2015（平成27）年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、性犯罪・性暴力被害者等を関係機関・団体等と連携しワンストップで支援しました。また、相談窓口の周知や性犯罪・性暴力被害に関する出前講座等に取り組んだ結果、性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数は、2016（平成28）年度から2019（令和元）年度の累計で49団体となりました。
- ・「三重県犯罪被害者等支援条例」を2019（平成31）年3月に制定するとともに、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を都道府県で初めて創設し、犯罪被害者等に対する被害の早期回復・軽減や生活再建への支援体制の整備が進みました。

【今後の課題】

- ・県内におけるDVの被害等に関する相談件数は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）以降1,800～2,000件台で推移している状況です。2019（令和元）年度の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、DVを受けた時に「相談・連絡しなかった、できなかった」と回答した割合が55.3%となっているため、個々の被害を潜在化させないために、被害者への支援を行うとともに、周囲の人々や若年層に対する啓発・教育等の取組を推進していくことが重要です。

- ・被害が潜在化しがちである性犯罪・性暴力において、年代、性別等に関わらず、被害者の誰もが相談しやすくなるよう多様な相談方法の提供と相談窓口の周知に注力するとともに、子どもを性暴力の当事者にしないための取組等、性暴力はあってはならないものという意識を社会全体で醸成していく必要があります。
- ・犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に提供していくため、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	（令和元年度） 9.4%	（令和5年度） 30.0%

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（令和2～5年度）による目標値としています。
当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策の方向

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	（令和元年度） 2市町	29市町

施策

- （1）関係機関との連携強化等により、犯罪被害者等に対する切れ目のない支援を推進します。
- （2）配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識の浸透を図るため、啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体により相談窓口や支援制度等の周知を図ります。
- （3）犯罪被害者等支援に従事する者などに対し、対応力の向上や二次被害を防止するための研修を実施するとともに、被害者の意思をふまえつつ、安全確保を最優先に加害者の検挙、指導、警告等の措置を実施します。
- （4）配偶者等からの暴力や女性に対する暴力についての実態を把握するため、調査を実施するとともに、加害者更生プログラム等の国等における研究状況の把握に努めます。
- （5）行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化を図るなど、支援機関相互の連携、強化に努めます。	警察本部
・犯罪被害者支援のための民間支援団体「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」等の関係機関・団体と連携し、被害者やその家族に対する支援を展開するとともに、各種講習会、研修会を通じて関係機関 ・団体とのさらなる連携強化を図ります。	警察本部
・「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、市町をはじめとする関係機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援が途切れることなく受けられる、総合的な支援体制を整備します。	環境生活部

<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力防止セミナー」等の開催を通じて、DV、デートDVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、県男女共同参画センター「フレンテみえ」と県内市町が連携し、パープル・ライトアップおよびパープルリボン活動に関する展示などを行います。 ・各種広報誌やポスター、パンフレットのほかインターネット(SNS)など、さまざまな媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。 ・「県警だより」、「ミニ広報誌」等の警察広報媒体のほか、各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への広報・啓発活動を行います。 ・各種広報媒体を通じ、DV被害の相談の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>子ども・福祉部 環境生活部 警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>子ども・福祉部 環境生活部</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援に携わる職員の能力向上を図るため、職場における研修を充実させるとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の習得に努めます。また、二次被害の防止に向け、人権擁護機関と密接な連携を図りながら、研修の充実に努めます。 ・人権に配慮した相談対応ができるよう民間相談機関相談員および行政相談機関相談員が互いに交流する機会を設けるとともに、スキルアップを図るための研修会を開催し、地域住民の身近な人権相談に対応できるよう、人権相談体制の充実に努めます。 ・被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。 ・犯罪被害者等支援に従事する者が犯罪被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、二次被害防止や個人情報の適切な取扱いを含めた資質向上のための研修等を行います。 	<p>警察本部</p> <p>環境生活部</p> <p>警察本部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県民意識調査」等により、性別に基づく暴力等の現状把握に努めます。 ・加害者更生プログラムについて、国や他都道府県の状況把握に努めます。 	<p>環境生活部</p> <p>子ども・福祉部</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整などの連携を図るとともに、「県人権センター」において人権相談を実施します。 	<p>環境生活部</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントを防止するために、インターネットを活用した研修（ネットＤＥ研修）などにより、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・「県総合教育センター」において、児童生徒や教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する相談を行います。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の内容を周知徹底するとともに、ハラスメントの防止に向けた研修等を実施します。 	教育委員会

施策の方向

2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	（令和元年度） 44.7%	50.8%

施策

- （1）配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、被害者の多様な背景や置かれた状況に十分配慮しながら、相談や心理的支援、一時保護等の総合的な対応を行います。
- （2）配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の連携を強化するとともに、相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- （3）児童虐待に関して、福祉事務所、児童相談所、警察等、関係機関相互の連携を強化し、配偶者等からの暴力との関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- （4）配偶者等からの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を容易に入手できるよう周知を図るとともに、関係機関と連携して若年層を対象とした「デートDV」予防に関する啓発・教育を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） <ul style="list-style-type: none"> ・「県女性相談所」を「県配偶者暴力相談支援センター」として位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、県男女共同参画センター「フレンテみえ」等、他の相談機関等との連携を強化します。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害に対応するため、「県女性相談所」や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者による暴力の被害者など緊急に保護を要する女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。 	子ども・福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。 	子ども・福祉部

<p>・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第6次計画」について、関係機関と調整のうえ、推進していきます。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>(2) ・DV被害者の住居確保に向けた支援、「県母子家庭等就業自立支援センター」における就業支援などの自立支援を行います。また、被害者がおかれている状況に応じて、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行います。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・市町におけるDV対策が促進されるよう、「県配偶者暴力相談支援センター」の設置や会議、研修等の実施により市町を支援します。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・「県人権センター」において、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を行います。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>・「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等において、保護命令等に関する情報交換を実施します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>(3) ・DVと児童虐待との関連を重視し、被害者および子どもの最善の利益のため、「県女性相談所」と各児童相談所の連携をより強化することにより、総合的な支援を行います。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・児童の権利を守るため、各児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・各市町に要保護児童・DV対策協議会を設置し、子どもへの支援体制の整備・強化を図ります。</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>・関係機関・団体と連携し、児童虐待の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。</p>	<p>警察本部</p>
<p>(4) ・デートDV防止に向け、教職員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。</p>	<p>子ども・福祉部 環境生活部 教育委員会</p>

施策の方向

3 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

目標

目標項目	現状値	目標値（令和7年度）
「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	（令和元年度） 9.4%	（令和5年度） 30.0%

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（令和2～5年度）による目標値としています。当該年度以降の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

施策

- （1）被害者支援にあたる職員への研修の機会を充実し資質向上を図るとともに、被害者が望む性別の支援担当者が対応できるよう、人材の育成を推進します。
- （2）誰にも相談できずにいる性犯罪・性暴力の被害者がワンストップ支援センター等に速やかに相談ができるよう相談窓口の認知度を高めるとともに、心身を早期に回復できるよう相談体制の拡充を図るほか、性暴力根絶に向けた社会の意識改革を推進します。
- （3）性犯罪、ストーカー等についての検挙措置等を徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮した相談受理、保護措置に努めます。
- （4）犯罪のない安全で安心な社会をめざし、子どもや女性の安全確保等の取組を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等早期援助団体が開催する研修会への職員派遣を行うなど、支援要員の育成に努めるとともに、被害者支援に関する情報提供等を積極的に行います。 ・ 性犯罪被害者等の心情に配慮し、適切な対応ができるよう女性警察官を中心とした教養等を実施し、能力向上を図ります。 	<p>警察本部</p> <p>警察本部</p>
<p>（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪・性暴力の被害者が躊躇することなく被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、ワンストップ支援センター等相談窓口の認知度を高めるとともに、関係機関や団体等が連携し、被害直後から中長期にわたって、被害者の立場に立った効果的かつ専門性の高い必要な支援を切れ目なく実施することにより、被害者の心身の回復を図ります。 ・ 性犯罪・性暴力の根絶に向けて、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための啓発を、若年層を含む社会全体に対して行います。 ・ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への付添い等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。 	<p>子ども・福祉部 環境生活部 警察本部</p> <p>環境生活部</p> <p>警察本部</p>

<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法に基づき、「県女性相談所」において福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。 ・ストーカー事案に対し、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止や被害者等の保護措置を徹底します。 ・少年相談等を通じて被害少年の早期発見に努めるとともに、児童の性的搾取等に対する取締りの強化と被害少年に対する継続支援を行います。 ・関係行政機関との人身取引問題に係る情報交換、施策についての協議等を実施し、効果的かつ円滑な施策の推進を図るとともに、人身取引被害者の保護およびそのブローカー等の取締りを推進します。 	<p>子ども・福祉部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。 ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、県民等さまざまな主体との協創により、子どもや女性の安全の確保等の取組を進めます。 ・安全な公共空間を確保するため、自治体・自治会等に対し、街頭防犯カメラや防犯灯など、犯罪抑止インフラの設置促進を働きかけます。 	<p>子ども・福祉部 警察本部</p> <p>環境生活部</p> <p>警察本部</p>